

江の川上流水辺EN組プログラム協議会を開催しました。

■ 場 所 : 事務所 2F会議室

■ 日 時 : 平成21年 2月16日 (月) 14:00~15:30

三次河川国道事務所管内の江の川で合意している、水辺EN組プログラムの活動団体と関係機関を集め、協議会を立ち上げました。

本会は、江の川上流（広島県）区間において、ボランティア活動によって、美しい江の川を創造し、あわせて地域の活性化を図ることを目的とし、その目的達成のため、日常の活動について情報交換、プログラム内容に関する意見の交換を行い、本プログラムを充実させていくことを目的に、開催するものです。

当日協議会では、会の趣旨、規約、会員構成を確認し、会長には、三次河川国道事務所（技）副所長が選出されました。

その後、プログラムの現状や課題、支援方法、活動団体の報告の後、意見交換を終え会を終了しました。三次市や安芸高田市から、5団体の参加があり、活発な意見交換がなされました。

開会挨拶→



進行状況→



■江の川上流水辺EN組プログラム協議会 規約

(名 称)

第 1 条 本会は、「江の川上流水辺EN組プログラム協議会」と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、国土交通省三次河川国道事務所の河川管理区間において、ボランティア活動によって、美しい江の川を創造し、あわせて地域の活性化を図ることを目的とし、その目的達成のため、日常の活動について情報交換、プログラム内容に関する意見の交換を行い、本プログラムを充実させていくものである。

(構 成)

第 3 条 本会は、別表 1 に示す参加団体と別表 2 に示す関係機関により構成する。

(事 務 局)

第 4 条 本会の事務局は、国土交通省三次河川国道事務所におく。

(役 員)

第 5 条 本会に会長を置く。

(会 長)

第 6 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
なお、会長は会員の互選によるものとする。

(協 議 会)

第 7 条 協議会は、第3条の構成員により組織し、年1回程度開催するものとする。

2. 協議会は、会長が必要と認めたとき、または会員の請求によりこれを招集する。

(雑 則)

第 8 条 この規定に定めるものの他、本会に関し必要な事項は協議会に諮って定める。

(附 則)

第 9 条 この規約は、平成21年2月16日から施行する。

別表1 水辺E N組プログラム参加団体

平成21年2月現在

所 属 ・ 役 職	
ふぁみりーねこの手	代 表 者
下市自治会	代 表 者
大津建設（株）	代 表 者
西日本高速道路株式会社 中国支社三次工事事務所	代 表 者
千貫水保存継承の会	代 表 者

別表2 関係機関

所 属 ・ 役 職	
国土交通省三次河川国道事務所	副 所 長
三 次 市	市民生活部 環境政策課 課長
安芸高田市	市民生活部 市民課 課長
(社) 中国建設弘済会	広島支部 三次分室長